

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等
令和7年度

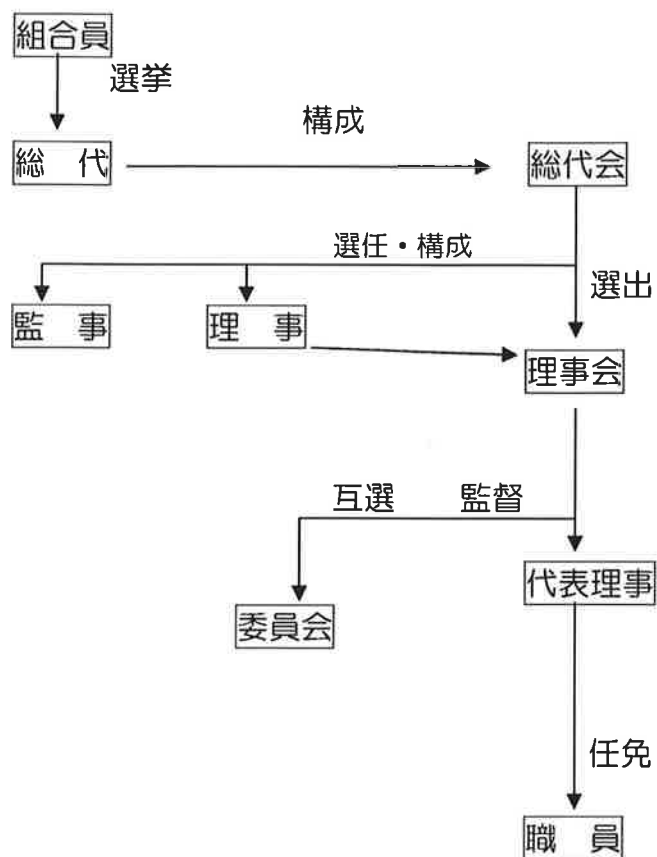
新潟ゆとり生活協同組合

令和8年7月

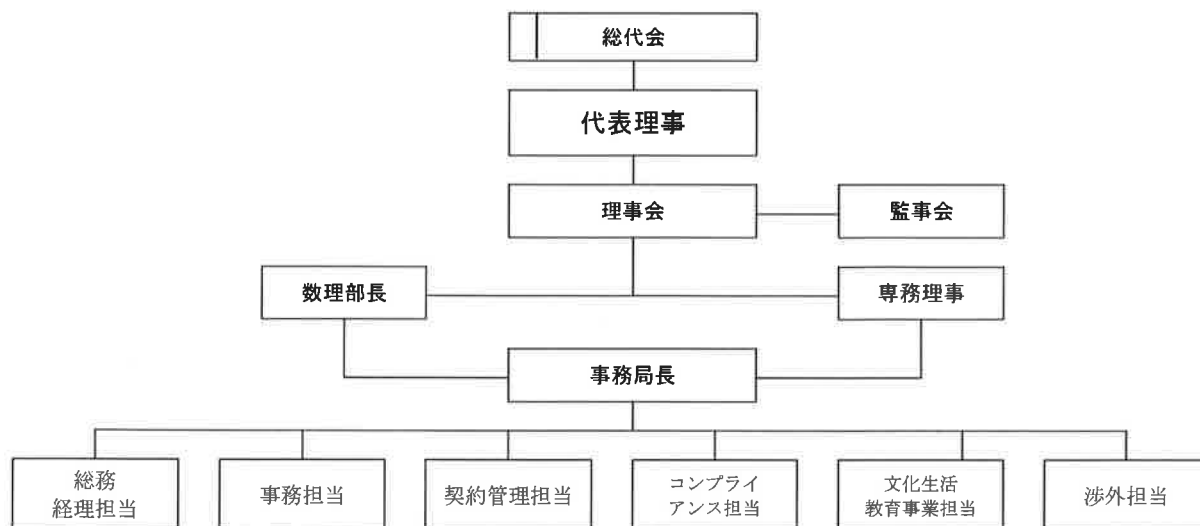
一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 業務運営の組織

1) 組合運営組織



2) 事業推進組織



□ 役員の氏名及び役職名

区 分	常勤・ 非常勤	代表権 の有無	氏 名	兼職先名	兼職先での 役職名
代表理事	非常勤	有	坂井 賢一	(株)ビップ	相談役
専務理事	非常勤	無	鹿嶋 喜代嗣	新潟ゆとり生活協同組合	専務理事
理 事	非常勤	無	山口 昇	(株)W&N	代表取締役
理 事	非常勤	無	加藤 正樹	ホクリク総業(株)	代表取締役専務
理 事	非常勤	無	加藤 政一	(株)ビップ	代表取締役専務
理 事	非常勤	無	堂本 真由美	(株)ビップ	取締役 営業部長
監 事	非常勤	無	金山 一広	北陸工業(株)	常務取締役
監 事	非常勤	無	松永 貞男	(株)ビップ	常務取締役

ハ 事務所の名称及び所在地

事務所の名称：新潟ゆとり生活協同組合
所 在 地 ：新潟市中央区上所上1-11-31

二 組合の主要な業務の内容

事 業 種 目：共済事業
主な事業品目等：生命共済

二 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

(1) 当該事業年度における事業の内容（事業の経営及びその成果）

イ 共済事業加入状況表

（単位：千円）

共済事業の種類	加入者数（人）			元受契約高		
	当年度	前年度	増加数	当年度	前年度	増加額
シングルプラン	2,584	2,816	△232	1,433,250	1,574,000	△140,750
カップルプラン	946	1,044	△98	717,800	800,400	△82,600
長寿プラン	45	52	△7	900	1,040	△140
シングル 35	260	275	△15	91,000	96,250	△5,250
シングル 60	59	65	△6	35,400	39,000	△3,600
シングル 80	14	15	△1	11,200	12,000	△800
シングル 100	24	23	1	24,000	23,000	1,000
終身プラン	6,599	6,257	342	659,900	625,700	34,200
合 計	10,531	10,547	△16	2,973,450	3,171,390	△197,940

（注）慶弔共済 318 342 △24 25,000 27,550 △2,550

ロ 受入共済掛金状況表

（単位：千円）

共済事業の種類	元受共済掛金		
	当年度	前年度	増加額
シングルプラン	38,774	43,486	△4,712
カップルプラン	14,429	15,726	△1,297
長寿プラン	677	818	△141
シングル 35	3,138	3,334	△196
シングル 60	1,035	1,146	△111
シングル 80	311	346	△35
シングル 100	743	728	15
終身プラン	77,649	73,153	4,496
合 計	136,756	138,737	△1,981

ハ 共済金支払額の状況

（単位：千円）

共済事業の種類	当年度実績		前年度実績		前年比
	支払額	構成比	支払額	構成比	
シングルプラン	20,050	31.9%	25,550	37%	78.5%
カップルプラン	5,800	9.2%	7,500	10%	77.3%
長寿プラン	100	0.2%	180	1%	55.6%
シングル定額保障	350	0.6%	1,900	3%	18.4%
終身プラン	34,795	55.3%	33,851	48%	102.8%
慶弔共済	1,770	2.8%	235	1%	753.2%
合計	62,865	100%	69,216	100%	

□ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
組合員数	13,126	13,094	12,956	12,683	12,090
経常収益	155,763,307	156,405,256	154,535,635	152,606,403	142,446,541
経常剰余金	26,944,398	21,700,126	27,380,539	24,636,481	19,882,718
当期剰余金	29,941,198	23,984,122	26,144,230	23,962,756	23,561,321
出資金額	222,239,000	225,184,500	226,299,000	225,418,500	225,962,500
出資口数	444,478	450,369	452,598	450,837	451,925
自己資本	335,462,020	328,495,344	326,844,892	319,272,378	315,569,094
総資産	371,489,710	364,536,497	363,780,600	355,187,140	351,055,779
責任準備金	7,657,879	7,764,836	7,904,292	7,956,106	7,911,846
責任準備金残高*					
貸付金残高					
有価証券残高					
法第五十二条第二項の 区分ごとの剰余金の 配当の金額 (利用分量割戻し)	16,949,153	14,424,520	17,010,526	17,933,258	18,305,370
職員数	3	3	3	3	3
正味収入共済掛金	136,756,500	137,918,700	137,454,500	134,632,600	128,055,500
支払余力比率(%)	13,188%	12,828%	12,746%	10,195%	15,994%

*：第百七十九条第一項第一号に掲げる責任準備金

(責任準備金の積立て)

第百七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

ハ 法第五十三条の十八第一項に規定する共済事業専門組合にあつては、直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第三の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

（第10条第3項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合（以下この条及び次条において「共済事業専門組合」という。））

（第10条第3項 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第1項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第5号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。）

記載事項なし

三 責任準備金の残高として別表第四の上欄に掲げる契約年度の別
に
応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率

別表第4（第二百九条第一項第四号関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度から2011年度	該当なし	
2012年度	該当なし	
2013年度	該当なし	
2014年度	該当なし	
2015年度	該当なし	
2016年度	該当なし	
2017年度	該当なし	
2018年度	該当なし	
2019年度	該当なし	
2020年度	該当なし	
2021年度	該当なし	
2022年度	該当なし	
2023年度	該当なし	
2024年度	該当なし	
2025年度	該当なし	

(記載上の注意)

- 1、 第百七十九条第一項第一号に掲げる責任準備金について記載する事。
- 2、 予定利率については、各事業年度の責任準備金に係る主な予定利率を記載する事。
- 3、 共済契約の締結時期が2011年度以降の契約については各事業年度に記載する事。

(責任準備金の積立て)

第百七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

四 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

リスク管理規定を定め様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、ゆとり生協の価値を保全する。

リスク対策責任者	坂井 賢一
(1)コンプライアンス違反リスク	鹿嶋 喜代嗣
(2)情報システムダウンリスク	
(3)個人情報漏洩リスク	
(4)自然災害リスク	
(5)投資損失リスク	山口 昇
(6)有価証券下落リスク	
(7)固定資産減損リスク	
(8)財務報告リスク	
(9)知的財産権侵害リスク	
(10)特定取引先依存リスク	
(11)グループ生協関連リスク	堂本 真由美
(12)総代訴訟リスク	
(13)生協脅迫リスク	
(14)理事執務不能リスク	
(15)生協価値損失リスク	
(16)その他のリスク	

リスク管理規程

(目的)

第1条 リスク管理規程（以下「本規程」という。）は、新潟ゆとり生活協同組合（以下「ゆとり生協」という。）の様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、ゆとり生協の価値を保全することを目的とする。

(方針)

第2条 ゆとり生協は、生協に関連する法令等の制定、改廃等の動向を注視し、法令を遵守する。

2.ゆとり生協は、社会環境の変化の動向を注視してリスクを的確に把握し、リスクに対して適切な処置をとる。

3.ゆとり生協は、リスクが発生した場合や、法令に違反する事態が発生した場合は、責任ある行動をとるとともに、再発防止の為に適切な処置をとる。

(リスクの定義)

第3条 ゆとり生協において、本規程における様々なリスクの種類は、次のとおりとする。

(1)	コンプライアンス違反リスク	(9)	知的財産権侵害リスク
(2)	情報システムダウンリスク	(10)	特定取引先依存リスク
(3)	個人情報漏洩リスク	(11)	グループ生協関連リスク
(4)	自然災害リスク	(12)	総代訴訟リスク
(5)	投資損失リスク	(13)	生協脅迫リスク
(6)	有価証券下落リスク	(14)	理事執務不能リスク
(7)	固定資産減損リスク	(15)	生協価値損失リスク
(8)	財務報告リスク	(16)	その他のリスク

(リスク管理体制)

第4条 ゆとり生協の様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、ゆとり生協の価値を保全するために「リスク対策責任者」を設置する。

(リスク対策責任者)

第5条 ゆとり生協の「リスク対策責任者」は、代表理事が指名する。

(リスク対策責任者の役割)

第6条 「リスク対策責任者」の役割は次のとおりとする。

- (1) リスクに対する責任を明確にするために、必要に応じて各リスクに対応するリスク関連委員会を設置する。
- (2) リスクが発生した場合は、リスク対策責任者は、該当リスクに対応する「リスク関連委員会」を招集し、速やかにリスクに対処し、再発防止の対策をたてなければならない。
- (3) リスク関連委員は、必要に応じて、リスク対策責任者に対し、該当リスクに対応する「リスク関連委員会」の開催を求めることができる。

(事務局)

第7条 「リスク関連委員会」の事務局は、ゆとり生協の事務局とする。

(リスク関連委員会の役割)

第8条 リスクへの対策が適切に実施されているか検討しなければならない。

2.リスクに対応するために、必要に応じて規程、基準及びマニュアルを制定又は改定しなければならない。

3.法令等の制定、改廃などがあった場合は、速やかに対応しなければならない。

4.リスク関連情報を収集の上、事務局に通知することにより、情報の共有化を図らなければならない。

(有事の体制)

第9条 リスクが発生した場合は、担当者又は担当部署長は、リスク対策責任者及び事務局に直ちに報告し、被害を最小限に食い止めなければならない。

2.事務局は、報告を受けた場合は、リスク対策責任者の指示を受けて「対策委員会」を開催しなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会による。

附則 制定 平成25年7月19日

□ 法令遵守の体制

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスの基本的考え方

新潟ゆとり生活協同組合は、コンプライアンス（法令等遵守）重視の事業運営をはかっていくことを方針としています。コンプライアンスの取り組みは、組織全体が生協法をはじめとする法令や事業運営にかかわる規則やルールに もとづいた運営を徹底し、組合員の信頼を得ることを目的としています。

この間、役職員倫理・懲戒規程、決裁規程、行動憲章を策定し、本部役職員の責任の明確化をはかるとともに、生協としてのコンプライアンス規定、コンプライアンスを推進するためのプログラムを策定し、コンプライアンス委員会を設置するなど体制の整備をはかっています。

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 新潟ゆとり生活協同組合行動憲章に基づき、コンプライアンスを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによりします。

- (1) コンプライアンスとは、法令はもとより組合定款、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動する規範行動を言います。
- (2) 法令等とは、法令、組合定款、企業倫理、社会規範等の総称です。
- (3) 職員とは、(正職員・準職員(契約職員・パート職員・アルバイト職員を含む))を言います。
- (4) 役員とは、新潟ゆとり生活協同組合の理事および監事を言います。
- (5) 当組合とは、新潟ゆとり生活協同組合を言います。
- (6) 代表理事とは、当組合の代表理事理事長を言います。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当組合の役員・職員の総てに適用します。

第2章 組織

(コンプライアンス担当役員)

第4条 コンプライアンス担当役員は、代表理事は重任し当組合のコンプライアンスを推進します。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス担当役員は、役員および部門長等の中からコンプライアンス委員を選任します。

2. コンプライアンス委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とします。

3. コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当役員が務めます。

(コンプライアンス委員会の審議事項)

第6条 コンプライアンス委員会の審議事項は次のとおりとします。

- (1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
- (2) コンプライアンスに関する重要方針の決定に関する事項
- (3) 関係法令及び社会情勢の動向に基づく企業行動の基本に関する事項
- (4) 行動基準の普及に関する事項
- (5) コンプライアンス体制に関する事項

第3章 職員の義務

(義務)

第7条 職員は、コンプライアンスを最優先の規範として行動しなければなりません。

(禁止事項)

第8条 職員は、業務の遂行に当たり、次に掲げることをしてはなりません。

- (1) 自ら法令等に違反すること
- (2) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を支持すること
- (3) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員の法令等に違反する行為を黙認すること

(拒否、適切な措置)

第9条 職員は、取引先・顧客等から法令等に違反する行為を持ちかけられてときは、これを拒否しなければなりません。

2. 職員は、法令等に違反する事態が生じたときは、適切な措置を取らなければならない。

第4章 通報

(通報の義務)

第10条 職員は、他の職員や特定の部門が法令等に違反する行為を行っていることを知ったとき、または適切な措置を執らないために法令等に違反する事態を招くおそれが生じた場合は、速やかに職制を通じコンプライアンス委員に通報しなければなりません。

2. 通報には、法令等に違反していることを条件とするものではありません。

3. 通報は、第1次的には職制を通して行うことを原則としますが、職制を通してでは問題解決が困難と思われる場合や緊急を要すると判断される場合は、直接または並行してコンプライアンス担当役員に行うものとします。

4. 職員は、誹謗・中傷を旨とした通報とならないよう務めるものとします。

(通報の方法)

第11条 通報の方法は、口頭、電話、電子メール、手紙その他文書などいかなる方法でも差し支えないものとします。

(匿名による通報)

第12条 やむを得ない事情があるときは、匿名の通報でも差し支えないものとします。

第5章 通報を受けた場合の措置

(事実関係の調査)

第13条 職員から、法令等に違反および可能性を含む旨の通報があったときは、コンプライアンス委員は、コンプライアンス担当役員に報告するとともに、監査部門等と連携し、事実関係を速やかに調査しなければならない。

2. コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス委員会を招集しなければなりません。

3. 調査に当たっては、通報者のプライバシーに十分配慮しなければなりません。

4. コンプライアンス委員は、事実関係の調査結果をコンプライアンス委員会に報告するものとします。

5. コンプライアンス委員会は、当該行為の法令等への違反の有無、取扱等を審議しなければなりません。

6. コンプライアンス委員会は、審議の状況を理事会に報告しなければなりません。

(中止命令)

第14条 コンプライアンス委員会の審議の結果、法令等に違反していること、または違反している可能性が高いことが判明した場合は、コンプライアンス担当役員は、違反者に、当該行為の中止命令を出さなければなりません。

2. コンプライアンス担当役員から違反行為の中止命令が出されたときは、違反者は直ちに違反行為を中止しなければなりません。

3. コンプライアンス担当役員は、中止命令の状況を理事会に報告しなければなりません。

(懲戒処分)

第15条 法令等に違反する行為を行った職員および通報を怠るなど本規程に違反した従業者は、就業規則に基づき懲戒処分に付されるものとします。

第6章 雑則

(免責の制限)

第16条 職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできません。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反する意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと
- (4) 取引先・顧客等からの誘いを断れなかったこと
- (5) 上長からの指示を断れなかったこと

(通報者の不利益取扱の禁止)

第17条 当組合は、通報を行ったことを理由として通報者に不利益な取扱を行うことを禁止します。

2. 通報を行ったことを理由に通報者が不利益な取扱を受けている場合は、コンプライアンス委員会は、実態調査を行い、適切に対処しなければなりません。

(コンプライアンス相談)

第18条 職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうか判断に迷うときは、当該職員が所属する部門長又はコンプライアンス委員に相談しなければなりません。

(組合研修)

第19条 コンプライアンス担当役員は、次に掲げる目的のため、必要に応じて組合研修等を実施しなければなりません。

- (1) 当組合の行動基準を周知徹底すること
- (2) コンプライアンスへの意識と関心を高めること
- (3) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- (4) 職員の倫理意識を高めること

(受講義務)

第20条 コンプライアンス担当役員から前条の研修を受講するよう命じられた職員は、必ず受講しなければなりません。

附則 制 定 平成20年8月27日

一部変更 平成25年7月19日

行動憲章

新潟ゆとり生活協同組合は、コンプライアンスの基本的な理念、役職員の行動規範となる「行動憲章」を策定しています。

行動憲章

1、助け合いの発展・強化

私たちは、組合員相互の助け合いを強化し、組合員の経済的・社会的・文化的なニーズの充足をはかるとともに、共済事業の推進をととして組合活動の発展に努めます。

2、共有する価値

私たちは、自助、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に立脚し、誠実、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的な価値観を共有し、その実践を通して共済事業を発展させます。

3、組合員重視の事業運営

私たちは、組合員の声に真摯に応え、忠実かつ誠実に職務を遂行し、組合員利益を最優先した事業運営とサービスに努めます。

4、健全かつ適切な資産運用

私たちは、組合員の資産の受託者として、健全かつ適切な資産運用を行います。

5、経営情報の開示

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切かつわかりやすく組合員に開示します。

6、効率的な事業運営

私たちは、効率的な事業運営に努め、組合員の経済的負担の軽減をはかります。

7、違法行為の防止

私たちは、法令等の実効性ある遵守態勢を構築するとともに、万一、違反行為が生じた場合には、徹底した原因究明を行ない、再発防止に努めます。

勧誘方針

新潟ゆとり生活協同組合では、共済の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針を定めましたのでご案内いたします。

勧誘方針

（金融商品の販売等に関する法律第8条に基づく「勧誘方針」）

- 1、当組合は、消費生活協同組合法、金融商品販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。
- 2、当組合は、組合員自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、事業（制度）内容やリスク内容などの重要事項について、書面の交付その他の適切な方法により、十分なご理解を頂くよう努めます。
- 3、当組合は、組合員の信頼の確保を第1義とし、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、組合員の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4、当組合は、組合員の皆さまの意向にそった時間帯や場所等で、共済の推進をおこなうよう努めていきます。
- 5、当組合は、組合員に対する勧誘の適正確保のため、研修体制を充実し、事業（制度）知識習得に努めます。
- 6、当組合は、組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

プライバシーポリシー

新潟ゆとり生活協同組合では、組合員・契約者の皆様からご信頼いただけるよう、個人情報の取り扱いについて、新潟ゆとり生活協同組合の個人情報保護規程に従い、個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを策定し、実施します。コンプライアンスプログラムについては年1回以上の監査と見直しを行い、継続的改善に努めます。定期的な監査以外にも、不備を見つけた場合には迅速に対応します。個人情報等の取り扱いについては、原則下記1～5項のように行います。生命や財産を脅かすような緊急時等の例外事項の適用については、個人情報保護管理者の責任の下で行います。

※個人情報とは＝ 生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる 氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

※保有個人データとは＝ 新潟ゆとり生活協同組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるもの及び6カ月以内に消去することになるものは除く。

1.体制

- 1、新潟ゆとり生協の理事を個人情報保護管理者、監事を個人情報保護監査責任者に任命します。
- 2、個人情報保護担当者を配置して、個人情報保護を実践します。
- 3、個人情報保護に関する必要な役職員教育及び適切な苦情対応を行います。
- 4、パート・アルバイト・派遣職員・出向者を含め、職員は個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに報告させます。

2.個人情報の取得等について

- 1、新潟ゆとり生協は、契約に関する個人情報をご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金のお支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。
- 2、公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
- 3、書面等で本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的をパンフレット等により明示します。
- 4、第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適切に取得されていることを確認することとあわせて、共済としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を本人に通知し、または公表します。

3.個人データの保管・利用について

- 1、個人データの安全管理については、「個人情報保護に関する安全対策管理規程」のもと、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じます。
- 2、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 3、個人データについては他の事業者等に委託する場合には、その取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。さらに、再委託される場合も含めて実効的な監査体制を確保します。また、新潟ゆとり生活協同組合が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用（処理）します。
- 4、以下の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を行いません。
 - *法令などによる場合
 - *ご本人の承諾をいただいた場合
 - *新潟ゆとり生活協同組合の提携起業へ提供する場合。ただしご本人が情報の提供を希望しない場合は、加入者が所属組合に申出ることにより、提供を停止します。
 - *オプトアウトの要件を満たしている場合
 - *その他個人情報保護法上許容される場合
- 5、新潟ゆとり生活協同組合は、契約管理業務、給付管理業務、その他事業運営のために必要な範囲に限り、個人情報をその関係先と共同で利用します。

なお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。

- a 共同利用するデータ項目
 - 1 データ項目として、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号
 - 2 加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
 - 3 共済金支払い手続き事項（支払い通知書一契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）
 - b 共同利用するものの範囲
新潟ゆとり生活協同組合、さくら情報システム(株)、SHサービス(株)、(株)リギン
 - c 利用目的
共済契約に関する業務を共同しておこなうため
- 6、新潟ゆとり生活協同組合は、組合提携事業事務を円滑に遂行するために必要な範囲に限り、以下の団体と個人情報を共同で利用します。

(株)ビップ

なお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。

- a 共同利用するデータ項目
氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、
- b 共同利用するものの範囲
新潟ゆとり生活協同組合、(株)ビップ
- c 利用目的
 - ・組合提携事業事務の円滑な遂行にあたり、加入者の確認のため。
 - ・新潟ゆとり生活協同組合の組合が各種優遇を速やかに受けれるように。
- d 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について
新潟ゆとり生活協同組合

4.保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応について

他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、ご本人の保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めについては、新潟ゆとり生活協同組合事務局が対応いたします。

5.個人情報の取り扱いに関する苦情相談

個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めます。

ハ 法第五十条の十二第一項第一号の確認（第三分野共済の共済契約に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

該当なし

五 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

貸借対照表

(単位:円)

科目	令和 7 年度	令和 6 年度	伸び率	科目	令和 7 年度	令和 6 年度	伸び率
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預金	342,113,209	334,935,420	102%	共済契約準備金	15,248,782	15,404,940	99%
現金	4,034	21,446	19%	支払備金	7,590,903	7,640,104	99%
預貯金	342,109,175	334,913,974	102%	責任準備金	7,657,879	7,764,836	99%
その他共済資産	26,165,764	26,421,964	99%	業務委託勘定	1,463,538	1,450,059	101%
貯蔵品	994,764	953,764	104%	未払業務委託手数料	1,463,538	1,450,059	101%
未収共済掛金	25,118,500	25,403,200	99%	その他共済負債	8,645,288	8,869,037	97%
未収出資金	52,500	65,000	81%	未払出資金	5,520,500	5,808,500	95%
前払費用	17,820	17,820	100%	出資預り金	2,973,357	2,932,183	101%
その他資産	1,385,251	1,550,254	89%	未払出資預り金	55,813	58,873	95%
未収金	594,392	667,731	89%	利用分量割戻金	95,618	69,481	138%
仮払金	783,359	875,023	90%	その他負債	8,355,082	8,159,617	102%
その他の資産	7,500	7,500	100%	未払金	3,570,306	3,844,772	93%
業務用固定資産	2	2	100%	未払法人税等	2,695,100	1,925,100	140%
減価償却費	2	2	100%	預り金	2,089,676	2,389,745	87%
無形固定資産	0	0	0%	その他	2,315,000	2,157,500	107%
繰延税金資産	1,807,664	1,611,037	112%	負債合計	36,027,690	36,041,153	100%
				(純資産の部)			
				組合員資本	335,462,020	328,495,344	102%
				出資金	222,239,000	225,184,500	99%
				剰余金	113,223,020	103,310,844	110%
				法定準備金	83,281,822	79,326,722	105%
				当期末処分 剰余金	29,941,198	23,984,122	125%
				(うち当期 剰余金)	24,336,696	19,775,478	123%
				純資産合計	335,462,020	328,495,344	102%
資産合計	371,489,710	364,536,497	102%	負債・純資産合計	371,489,710	364,536,497	102%

損益計算書

(単位:円)

科目		令和 7 年度	令和 6 年度	伸び率
経常	経常収益(A+B+C+D)	155,763,307	156,405,256	100%
	共済掛金等収入(A)	136,756,500	137,918,700	99%
	受入共済掛金	136,756,500	137,918,700	99%
	共済契約準備金戻入額(B)	15,404,940	15,431,021	100%
	支払備金戻入額	7,640,104	7,526,729	102%
	責任準備金戻入額	7,764,836	7,904,292	98%
	資産運用収益(C)	713,245	180,765	395%
	利息及び配当金等収益	713,245	180,765	395%
	その他経常収益(D)	2,888,622	2,874,770	100%
	その他の経常収益	2,888,622	2,874,770	100%
損	経常費用(E+F+G+H)	128,818,909	134,705,130	96%
	共済金等支払額(E)	62,864,950	69,216,700	91%
	支払共済金	62,864,950	69,216,700	91%
	共済契約準備金繰入額(F)	15,248,782	15,404,940	99%
	支払備金繰入額	7,590,903	7,640,104	99%
	責任準備金繰入額	7,657,879	7,764,836	99%
	事業経費(G)	49,994,292	49,768,690	100%
	人件費	20,297,348	21,080,702	96%
	物件費	12,988,351	12,001,932	108%
	共済委託手数料	16,708,593	16,686,056	100%
益	その他経常費用(H)	710,885	314,800	226%
	その他の経常費用	710,885	314,800	226%
	経常剰余金	26,944,398	21,700,126	124%
	税引前当期剰余金	26,944,398	21,700,126	124%
	法人税等	2,804,329	1,952,778	144%
	法人税等調整額	△ 196,627	△ 28,130	699%
	当期剰余金	24,336,696	19,775,478	123%
	当期首繰越剰余金	5,604,502	4,208,644	133%
	当期未処分剰余金	29,941,198	23,984,122	125%

剰余金処分計算書

令和7年度

剰余金処分案		
(単位:円)		
I. 当期末処分剰余金		29,941,198
II. 任意積立金取崩額		
III. 剰余金処分別		
1 法定準備金	4,867,340	
2 利用分量割戻金	16,949,153	21,816,493
IV. 次期繰越剰余金		8,124,705

次期繰越剰余金には、1,216,840 円の教育事業繰越金が含まれております。

令和7年度の割戻し額は、各組合員の利用高に対し約 13%となります。

令和6年度

剰余金処分案		
(単位:円)		
I. 当期末処分剰余金		23,984,122
II. 任意積立金取崩額		
III. 剰余金処分別		
1 法定準備金	3,955,100	
2 利用分量割戻金	14,424,520	18,379,620
IV. 次期繰越剰余金		5,604,502

次期繰越剰余金には、988,780 円の教育事業繰越金が含まれております。

令和6年度の割戻し額は、各組合員の利用高に対し約 11%となります。

□ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸付金
- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、に掲げるもの(1)の及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。）に該当する貸付金
- (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（及びに掲げるもの(1)(2)を除く。）をいう。）に該当する貸付金
- (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

各該当なし

ハ 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

該当なし

- (2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

該当なし

- (3) 要管理債権（三月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに三月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

該当なし

- (4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

未収入金	24年度	17,836,200円	令和3年度	25,180,000円
	25年度	18,473,500円	令和4年度	25,737,900円
	26年度	19,298,600円	令和5年度	25,734,800円
	27年度	19,634,300円	令和6年度	25,403,200円
	28年度	20,093,700円	令和7年度	25,118,500円
	29年度	20,457,000円		
	30年度	20,196,800円		
	令和元年度	21,731,200円		
	令和2年度	24,069,900円		

二 支払い余力の額

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
支払余力総額	325,858,820	323,586,879	319,221,430	309,752,534	331,292,348
1、総資産の部の合計	318,512,867	314,070,824	309,834,366	301,339,120	315,569,094
2、価格変動準備金	0	0	0	0	0
3、異常危険準備金	2,224,970	2,382,390	2,188,242	2,297,306	2,948,080
4、一般貸倒引当金	0	0	0	0	0
5、その他有価証券評価差損	0	0	0	0	0
6、土地の含み損益	0	0	0	0	0
7、契約者割戻準備金未 割り当て部分	0	0	0	0	0
8、繰り延べ税金資産の 不算入部額	0	0	0	0	0
9、税効果相当額（不 算入額の控除後）	△555,217	1,433,915	1,482,772	457,308	7,292,024
10、共済金積立金等剰余 部分及び負債性資本調達 手段（不算入額控除後）	5,676,200	5,699,750	5,716,050	5,658,800	5,483,150
共済掛金積立金等剰 余部分	5,676,200	5,699,750	5,716,050	5,658,800	5,483,150
負債性資本調達手段	0	0	0	0	0
期限付き劣後債務の 不算入額	0	0	0	0	0
共済金積立金等剰余部 分及び負債性資本調達 手段等の不算入額	0	0	0	0	0
リスクの合計額（円）	4,941,721	5,045,021	5,009,067	6,076,278	4,142,754
R1 一般共済リスク相当額	1,799,070	1,902,210	2,049,570	3,941,238	2,332,536
R2 巨大災害リスク相当額	0	0	0	0	0
R3 予定利率リスク相当額	0	0	0	0	0
R4 資産運用リスク相当額	4,467,763	4,533,397	4,428,194	4,403,129	3,286,812
R5 経営管理リスク相当額	125,337	128,712	129,555	166,887	112,387
R6 第3分野共済の共済 契約に係るリスク相当額	0	0	0	0	0
支払余力比率（％）	13,188%	12,828%	12,746%	10,195%	15,994%

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価
損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当なし

ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当期貸倒引当金：0円

ト 貸付金償却の額

該当なし